

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「事業に要する費用の額」を「事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」に改め、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第14条の2中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第14条の2の7中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第14条の7中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第17条の2第1項中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第2項中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、平成27年度分以後の保険料について適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成27年3月12日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定基準、基礎賦課額等の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市国民健康保険条例（抄）

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第11条 一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下退職被保険者等といふ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下基礎賦課総額といふ。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下前期高齢者納付金等といふ。）の納付に要する費用の額、第10条の規定による事業に要する費用の額、**法第81条の2 第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等といふ。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下病床転換支援金等といふ。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下介護納付金といふ。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下退職被保険者等所属割合といふ。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）**

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下後期高齢者支援金という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下病床転換支援金という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の
第72条の5

規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他
、法第81条の2第1項の規定による

**国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する
交付金並びにその他の**

費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下療養給付費等交付金という。）を除く。）の額の合算額

（基礎賦課額の賦課限度額）

第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。）は、510,000円を超えることができない。
520,000円

（後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額）

第14条の2の7 第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による後期高齢者支援金等賦課額の合算額。以下同じ。）は、
160,000円を超えることができない。
170,000円

（介護納付金賦課額の賦課限度額）

第14条の7 介護納付金賦課額は、140,000円を超えることができない。
160,000円

（保険料の減額）

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保

険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第703条の5の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の算定についても同様とする。）、地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に245,000
260,000

円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項

の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に450,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13
470,000円

条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

3 省 略

附 則

1 - 3 省 略

4 平成22年度から平成26年度までにおける第11条の規定の適用については、同条第1号中「事業に要する費用の額」とあるのは「事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

$\frac{5}{4} - \frac{9}{8}$ 省略